

商品券等をお持ちの方々へ

商品券等（商品券、ギフト券、IC式のプリペイドカードなど）の使用にあたっては、以下の点に留意して下さい。

商品券等を利用する場合の留意事項

1. 有効期限の確認

商品券等には有効期限の定められているものがありますので、有効期限を必ず確認しましょう。

2. 表示事項等の確認

商品券等には、このほかに、原則、以下の情報が表示・提供されています。

- ・ 発行者名
- ・ 苦情や相談に対応する窓口の所在地及び連絡先
- ・ 使用可能な施設や店舗等の範囲
- ・ 使用上の注意事項（約款） 等

3. 紛失や破損に注意

商品券等は、商品の購入やサービスの提供を受ける際に金銭と同様の機能を持っています。

紛失に注意するとともに、誤って破損してしまった場合は、使用又は交換が可能かどうか発行者にご相談下さい。

4. 払戻し（換金・おつり）は原則不可！！

商品券等は原則払戻しできません。

例外として、利用者のやむを得ない事情によって商品券等の使用が著しく困難となった場合などは、払戻しが認められていますので発行者にご相談下さい。



払戻し等に関する留意事項

1. 発行者が商品券等の発行業務（発行及び使用）を廃止した場合

60日以上申出期間を設け、保有者へ払戻しが行われますので、新聞公告及び使用可能な施設や店舗等での掲示物などには、十分注意しましょう。

払戻し実施中の発行者一覧は、[金融庁ホームページ](#)で確認できます。

2. 発行者が破綻した場合

商品券等の未使用残高が3月末又は9月末に1千万円を超えた場合、発行者はその2分の1以上の額を供託等することが求められています。

万一、発行者が破綻した場合で、発行保証金の供託がなされているときには、財務局等が行う還付手続により、商品券等の所有者は、発行保証金から優先的に配当を受けることができます。

- ・ 平成22年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」では、商品券等の利用者保護やサービスの提供促進を図るため、諸々の規制を定めています。
- ・ 商品券等に関するご質問等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

東北財務局 理財部 金融監督第三課 TEL : 022-263-1111
(内線 3123)

青森財務事務所 理財課 TEL : 017-722-1463

盛岡財務事務所 理財課 TEL : 019-625-3353

秋田財務事務所 理財課 TEL : 018-862-4193

山形財務事務所 理財課 TEL : 023-641-5178

福島財務事務所 理財課 TEL : 024-535-0303

一般社団法人 日本資金決済業協会 TEL : 03-3556-6261